



# 山形県公報

平成25年7月23日(火)  
第2463号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) ……839
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……840
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……841
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森 林 課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……842
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………843

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第695号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成25年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定<br>番号 | 題 名               | 図書コード等   | 発 行 所 等 | 指 定 の 理 由                           |
|----------|-------------------|----------|---------|-------------------------------------|
| 414      | 人妻ざかり 誘惑づくし       | 57628-07 | 竹 書 房   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 415      | 制服フェティシズム ～制服の裏側～ | 57628-06 | 竹 書 房   |                                     |
| 416      | 悶々娘の淫れ咲き ハレンチロード  | 57628-03 | 竹 書 房   |                                     |
| 417      | エキサイティングマックス! 6月号 | 02091-6  | ぶ ん か 社 |                                     |
| 418      | センセ。⑥             | 56021-58 | 秋 田 書 店 |                                     |

|     |                     |          |         |                                             |
|-----|---------------------|----------|---------|---------------------------------------------|
| 419 | コミックアムール 6月号        | 03801-06 | (株)サン出版 |                                             |
| 420 | 愛の体験スペシャルDX 6月号     | 11585-6  | 竹書房     |                                             |
| 421 | 月刊劇漫スペシャル 7月号       | 13545-7  | 竹書房     |                                             |
| 422 | 日々これ好日 4            | 50526-61 | 芳文社     |                                             |
| 423 | 元ヤン娘だけど恋をしたっていいじゃない | 50040-80 | 少年画報社   |                                             |
| 424 | 年上の肌                | 50040-79 | 少年画報社   |                                             |
| 425 | ごーるでんぱんてい           | 50040-81 | 少年画報社   |                                             |
| 426 | あみ子とセンセイ            | 50040-78 | 少年画報社   |                                             |
| 427 | 快感ループ               | 50526-62 | 芳文社     |                                             |
| 428 | 実話時代 6月号            | 15277-06 | (株)獨歩社  | 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 429 | 実話ナックルズ 6月号         | 04877-6  | ミリオン出版  |                                             |
| 430 | チャンプロード 7月号         | 06231-07 | 笠倉出版社   |                                             |
| 431 | 月刊実話ドキュメント 7月号      | 05267-7  | 竹書房     |                                             |

## 山形県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年7月23日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類              | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|---------------|----------------------------|-----------------|------------|
| デイホーム株式会社サークル | 介護予防通所介護                   | 山形市大字志戸田1685番地6 | 平成25. 3. 1 |
| アイセイ薬局米沢東店    | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導   | 米沢市東一丁目3番21号    | 同 7. 1     |
| ソーシャル支援デイサービス | 通所介護<br>介護予防通所介護           | 天童市中里七丁目3番13号   | 同          |
| 株式会社ビフビーサービス  | 介護予防訪問介護<br>介護予防訪問入浴<br>介護 | 新庄市堀端町2番41号     | 同          |

**山形県告示第697号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日       |
|---------------|------------------|---------------|-------------|
| ソーシャル支援デイサービス | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 天童市中里七丁目3番13号 | 平成25. 6. 30 |

**山形県告示第698号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北村山郡大石田町大字大浦字猪山615（次の図に示す部分に限る。）、1341
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、択伐による。  
字猪山615、1341（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第699号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡大蔵村大字赤松字赤松山1717の2、1733の1、1733の3
- 2 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐は、択伐による。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

## 山形県告示第700号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

最上郡鮭川村大字川口字寒水沢281の2

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

## 山形県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年7月23日から同年8月6日まで縦覧に供する。

平成25年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 山形山寺線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       |
|----------------------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 山形市大字大森字物見塚1035番3から<br>天童市大字荒谷字荒谷原1973番865まで | 旧    | 25.4メートル<br>} 6.9  | 1,396メートル |
| 同 上                                          | 新    | 36.4メートル<br>} 6.9  | 同 上       |
| 山形市大字大森字物見塚1035番3から<br>天童市大字荒谷字本条16番1まで      |      | 36.4メートル<br>} 16.8 | 865メートル   |

## 山形県告示第702号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

鶴岡市山王町地域

## 2 公共測量を実施する期間

平成25年7月19日から同年9月30日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（街区三角点復旧測量）

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成25年7月23日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成25年7月25日（木） 午後2時  
2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室  
3 議 題  
(1) 教職員の人事について

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年7月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名称  
特定非営利活動法人やまがた市民後見サポートセンター
- (2) 代表者の氏名  
杓澤 晋作
- (3) 主たる事務所の所在地  
山形市城西町一丁目7番19号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く市民に対して、相互扶助の精神の下、高齢者及び障がい者等の地域社会に密着した権利擁護に関する事業を行い、高齢化社会・障がい者を取り巻く環境等諸問題への理解を深め、本人の基本的人権を尊重し、社会に寄与することを目的とする。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                     | 正                |
|-------------|------------|-----|-------|-----------------------|------------------|
| 平成25. 3. 29 | 第2431号     | 432 | 26    | 50番 1 まで              | 50番15まで          |
|             |            | 435 | 5     | 72                    | 139              |
|             |            |     | 24    | 19. 0                 | 35. 4            |
|             |            |     | 25    | 72                    | 47. 4            |
|             |            |     | 26    | 9. 0                  | 6. 2             |
|             |            |     | 28    | 34. 2                 | 43. 0            |
|             |            |     | 30    | 17. 4                 | 11. 2            |
|             |            | 437 | 下から 9 | 鶴岡市水沢字行水京17番 2 か<br>ら | 鶴岡市水沢字水京17番 2 から |